

2022

医療機関における宿日直の許可基準について

東京労働局労働基準部監督課



本日も説明する内容

- ① 断続的な宿日直の許可基準
- ② 許可事例
- ③ 許可申請の実務
- ④ 36協定



宿日直とは？

- 👉 一般的には「当直」と呼ばれることも。
- 👉 所定時間外に通常業務と異なる業務を行う就労形態。
- 👉 病院に限らず、社会福祉施設、大規模建設現場などでも。

宿直とは？

一般的に、当直のうち夜間に行うもの。

日直とは？

一般的に、当直のうち日中に行うもの。

夜勤とは？

夜間に通常勤務と同様の業務を行うもの。宿直とは異なる。



○労基法における「断続的な宿日直」とは？

- 👉 本来業務の終了後などに宿直や日直の勤務を行う場合、当該宿日直勤務が断続的な労働（※1）と認められる場合には、行政官庁の許可を受けることにより、労働時間や休憩に関する規定は適用されない（※2）こととなる。



※1 断続的な労働とは？

 常態として、ほとんど労働をする必要のない勤務

※2 労働時間や休憩に関する規定は適用されない

 労基法32条等の労働時間に関する規制の対象外となる。

⇒ 36協定の限度時間にカウントしない。



○労基法における「断続的な宿日直」とは、 つまり・・・

- 👉 本来業務の終了後などに宿直や日直の勤務を行う場合、当該宿日直勤務が常態として、ほとんど労働をする必要のない勤務と認められる場合には、行政官庁の許可を受けることにより、36協定の限度時間にカウントされないこととなる。



申請から宿日直許可までの流れ

① 監督署に申請書(様式第10号)(原本2部)及び添付書類を提出



② 労働基準監督官による実地調査

- ・ 宿日直業務に従事する医師等へのヒアリング
- ・ 仮眠スペースの確認
- ・ 勤務実態の確認に必要な期間の勤務記録の提出



③ 上記①②の結果、許可相当と認められた場合に宿日直許可がなされ、許可書が交付されます。



断続的な宿直又は日直勤務許可申請書（記載例）

様式第10号（第23条関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地	
医療業		医療法人厚生労働病院		東京都千代田区… (TEL: 〇〇〇)	
宿直	総員数	1回の宿直員数	宿直勤務の開始及び終了時刻	一定期間における1人の宿直回数	1回の宿直手当
	8人	1人	午後6時00分 から 翌午前08時45分 まで	週1回	20,000円
	就寝設備	専用の宿直室：1人部屋：約10㎡：ベッド（掛布団等寝具付・寝具予備有）、冷暖房、TV			
	勤務の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・1回約20分の定期回診（病室を巡回。1回の宿直勤務で2回程度、発熱診察等を行う場合がある。） ・入院患者の容体急変に備えた病棟管理（診察を要する頻度は1回1件程度（1件約10～20分程度）） 			
日直	総員数	1回の日直員数	日直勤務の開始及び終了時刻	一定期間における1人の日直回数	1回の日直手当
	8人	1人	自 午前9時00分 から 至 午後5時00分 まで	月1回	20,000円
	勤務の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・1回約20分の定期回診（病室を巡回。1回の宿直勤務で2回程度、発熱診察等を行う場合がある。） ・入院患者の容体急変に備えた病棟管理（診察を要する頻度は1回1件程度（1件約10～20分程度）） 			

令和4年4月1日

欄内のスペースで書き切れない場合は、欄には「別紙の通り」と記入し、別紙を添付することも可能です。

職名 医療法人厚生労働病院長
使用者 氏名 厚生 太郎

〇〇労働基準監督署長 殿

◎ 宿日直許可申請にあたっては、申請書に添付する資料も含め、所轄の労働基準監督署にご相談ください。



申請時に提出が必要な書類例

◎下記書類は許可申請事業場のものを提出すればよく、兼業・副業先の賃金台帳等は不要です。

- ① 対象労働者の労働条件通知書や雇用契約書の写し
- ② 宿日直勤務に従事する労働者ごとの、一定期間（例えば1か月）の宿直または日直勤務の従事回数
がわかるもの（宿日直の当番表、シフト表など）
- ③ 宿日直勤務中に行われる業務が発生する頻度、当該業務の内容及び当該業務に従事した時間について、一定期間の実績（または見込み）が分かる資料等（業務日報等）
- ④ 対象労働者全員の給与一覧表（法37条の割増賃金計算の基礎となる賃金）及び宿日直手当額計算書
- ⑤ 対象労働者の給与一覧表の金額の疎明資料（賃金台帳（写）など）
- ⑥ 事業場等を巡回する業務がある場合は、巡回場所全体とその順路を示す図面等
- ⑦ 宿直の場合は宿泊設備の概要がわかるもの

（※これらは標準的な例であり、実務上は監督官が調査に必要な範囲で提出を依頼）



断続的な宿日直の許可基準について

○断続的な宿日直の許可基準（一般的許可基準）

＜昭和22年9月13日付 発基17号＞

- ① 常態として、ほとんど労働をする必要のないこと
- ② 宿日直手当
- ③ 宿日直の回数
- ④ その他（睡眠設備）

○断続的な宿日直の許可基準（医師、看護師等の場合）

＜令和元年7月1日付 基発0701第8号＞

- ① 通常の勤務時間の拘束から完全に解放された後のものであること。
- ② 宿日直中に従事する業務は、一般の宿直業務以外には、特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務に限ること。
- ③ 宿直の場合は、夜間に十分睡眠がとり得ること。
- ④ 上記以外に、一般の宿日直許可の際の条件を満たしていること。



○断続的な宿日直の許可基準（一般的許可基準）

1. 勤務の態様

① 常態として、ほとんど労働をする必要のない勤務

定期的巡視、緊急の文書又は電話の収受、非常事態に備えての待機等を目的とするものに限って許可。

② 原則として、通常の労働の継続は許可しないこと

始業又は終業時刻に密着した時間帯に、顧客からの電話の収受又は盗難・火災防止を行うものについては、許可しない。



○断続的な宿日直の許可基準（一般的許可基準）

3. 宿日直の回数

**宿直勤務については週1回
日直勤務については月1回 が限度**

ただし、下記要件を満たせば、宿日直の業務の実態に応じて、上記回数を超えて許可する場合があります。

- ① 事業場に勤務する18歳以上の者で法律上宿直又は日直を行いうる全ての方が宿日直勤務をした場合でも人数が不足する場合
- ② 勤務の労働密度が薄い場合



○断続的な宿日直の許可基準（一般的許可基準）

3. 宿日直の回数

宿日直回数の限度について（但し書きのケース）

【許可事例】

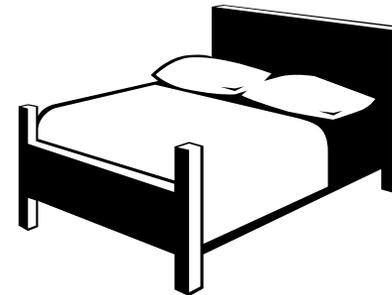
院長と勤務医2人の病院において、断続的な宿日直のみに従事させる嘱託医を他院から受け入れているが、僻地に所在する等の事情から、他の嘱託医の確保が極めて難しく、当該嘱託医の本院での勤務の都合から、土日連続した日直勤務とするほかなく、日直勤務はほぼ待機であることから、日直に限り月2回許可したもの。



○断続的な宿日直の許可基準（一般的許可基準）

4. その他（睡眠設備）

宿直勤務については、相当の睡眠設備の設置を条件とするものであること。



○断続的な宿日直の許可基準（医師、看護師等の場合）

＜令和元年7月1日付 基発0701第8号＞

- ① 通常の勤務時間の拘束から完全に解放された後のものであること。

【基本的な考え方】

通常の勤務時間終了後もなお、通常の勤務態様が継続している間は、通常の勤務時間の拘束から解放されたとはいえないことから、その間の勤務については、宿日直の許可の対象とはならない。



○断続的な宿日直の許可基準（医師、看護師等の場合）

＜令和元年7月1日付 基発0701第8号＞

- ① 通常の勤務時間の拘束から完全に解放された後のものであること。

【許可の例】

臨床検査技師について、通常業務でガス検査や骨密度検査、エコー検査等を行う一方、宿直業務では、救急搬送された患者に対し、簡単な血液検査や尿検査等の簡易な検査のみを行うもの。

【不許可の例】

通常業務でレセプト業務や受付事務に従事する事務職員について、変形労働時間制により、月4回程度、17時から24時までを所定労働時間とした上で、終業後の0時から9時まで、通常勤務と同様に、夜間救急患者の受付、会計等の事務に従事させるもの。



○断続的な宿日直の許可基準（医師、看護師等の場合）

＜令和元年7月1日付 基発0701第8号＞

- ② 宿日直中に従事する業務は、一般の宿直業務以外には、特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務に限ること。

【例示1】

医師が、宿直時に1回、日直時に2回、病棟を30分程度巡回し、1回当たり2件程度、発熱診察や転倒等による軽傷処置を行うもの。

【例示2】

医師が、突発的な入院患者の死亡対応に当たり、多い時期でも1日2～3回、死亡診断書の作成（1回約5分）を行うもの。

【例示3】

看護師が、薬剤師が不在の場合における薬剤の払出業務（1回約5分）と、時間外勤務者の勤務終了時の報告收受と管理簿への記入（約5分）を行うもの。



○断続的な宿日直の許可基準（医師、看護師等の場合）

＜令和元年7月1日付 基発0701第8号＞

- ③ 宿直の場合は、夜間に十分睡眠がとり得ること。

十分な睡眠について

監督署の实地調査では、宿直室の設備や衛生管理に関する調査による確認のほか、対象労働者への実態の聴取から、睡眠の確保状況を確認しているものが多い。



○断続的な宿日直の許可基準（医師、看護師等の場合）

＜令和元年7月1日付 基発0701第8号＞

③ 宿直の場合は、夜間に十分睡眠がとり得ること。

【不許可の例】

- 夜間救急患者の受付時刻の記録から、最も密度が薄い診療科・部門でも常態的に2～3時間おきに対応が発生しているもの
- 勤務実態報告書から、1か月間における宿日直日ごとの最長の連続睡眠時間の平均が3時間33分であり、これが最も短い日は2時間21分であるもの



○ 宿日直勤務にあたっての留意事項

Q：宿日直許可を得て宿日直勤務を行っていましたが、宿日直勤務中に、突発的な事故による緊急対応等、本来通常の勤務時間に従事するような業務が発生したのですが、どのような対応が必要でしょうか。

A：労働基準監督署長から許可を得た宿日直勤務中であっても、通常の労働時間と同態様の業務に従事した時間については、労働基準法36条による時間外労働の手続きをとり、また、労働基準法37条の割増賃金を支払う必要があります。



○ 宿日直勤務にあたっての留意事項

Q：準夜帯は一定数の患者が来ることが多いので、準夜帯以外の宿直時間だけで医師の宿日直許可を申請しようと考えていますが、このような時間帯を限定した宿日直許可の申請も可能でしょうか。

A：可能です。このほか、所属診療科、業務の種類（病棟宿日直業務のみ 等）を限った申請を行うことが可能です。



○ 宿日直勤務にあたっての留意事項

副業・兼業を行う労働者の仕事と生活の調和のために

働く方が、複数の使用者の下で、宿日直業務に頻繁に従事するような場合、通常の勤務と相まって、長時間の拘束につながることを懸念されますので、ご配慮をお願いします。

働く方のワーク・ライフ・
バランスを実現しましょう



医療機関における宿日直 許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

ICU、救急

【ポイント】救急等でも対象業務が「特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務」であれば許可される場合がある。

救急指定の別	二次救急病院		
診療科・部門	内科、小児科、外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、産婦人科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、救急診療科、病理診断科、精神科		
病床数	350床	労働者数	900人
対象者数等	勤務医44人		
宿日直勤務時間	宿直(週1回):18時～翌9時 日直(月1回):9時～18時		
対象業務	ICU(集中治療室)の非常事態に備えての待機、処置確認、呼出対応		
労基署の調査概要	<p>最大収容患者数4人のICUにおいて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日1回、看護師が実施した投薬等の記録をチェックし、主治医の指示どおりの措置がなされていることを確認する「処置確認」(約2分) ・月1回程度、看護師から呼出を受け、急変患者の容態を確認し、主治医又は専門医に連絡を取るか否かの判断のみを行う「呼出対応」(約20分) <p>休日・夜間の急患には夜勤医が対応し、宿日直勤務医による対応なし。</p>		



医療機関における宿日直 許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

ICU、救急	【ポイント】救急等でも対象業務が「特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務」であれば許可される場合がある。		
救急指定の別	一次救急病院		
診療科・部門	内科、リハビリテーション科、放射線科、皮膚科、整形外科		
病床数	50床	労働者数	80人
対象者数等	他病院からの受入医7人		
宿日直勤務時間	宿直(週1回): 18時～翌8時30分 日直(月2回): 9時30分～翌8時30分		
対象業務	非常事態に備えての待機、診察		
労基署の調査概要	<p>過去1か月間の実績を調査。 通常の勤務時間と同態様の業務の発生は、1か月間に6回、 尻もちの診察(約5分)や死亡確認(約10分)等(合計約45分)。 医師2人について、宿直日ごとの間隔が6日以上開いていない週がみられたものの、1か月間の宿直回数は4回以下となっており、また、勤務の労働密度が薄いことから、週1回の限度を満たしているとして許可。 宿日直手当額は、17号通達記2イによることが著しく困難として、賃金構造基本統計調査報告の医師の賃金額から算出した日額の3分の1の額を参考に評価。</p>		



医療機関における宿日直 許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

許可回数特例

【ポイント】宿日直の回数は、宿日直に従事し得る医師の数等の事情が特例として考慮される場合がある。

救急指定の別	指定なし		
診療科・部門	内科、リハビリテーション科		
病床数	170床	労働者数	130人
対象者数等	勤務医2人、他病院からの受入医10人		
宿日直勤務時間	宿直(週1回):17時~翌8時30分 日直(月2回):土12時30分~17時30分、日祝9時~17時30分		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	<p>過去3か月間の実績を調査。 調査時、宿直と日直の回数はいずれも基準を超えていたが、宿直については週1回以内とすることが可能。日直については、僻地に所在する等の事情から、他の嘱託医の確保が極めて難しく、当該嘱託医の本院での勤務の都合から、土日連続した日直勤務とするほかなく、日直勤務はほぼ待機業務であることから、日直に限り月2回許可。</p>		

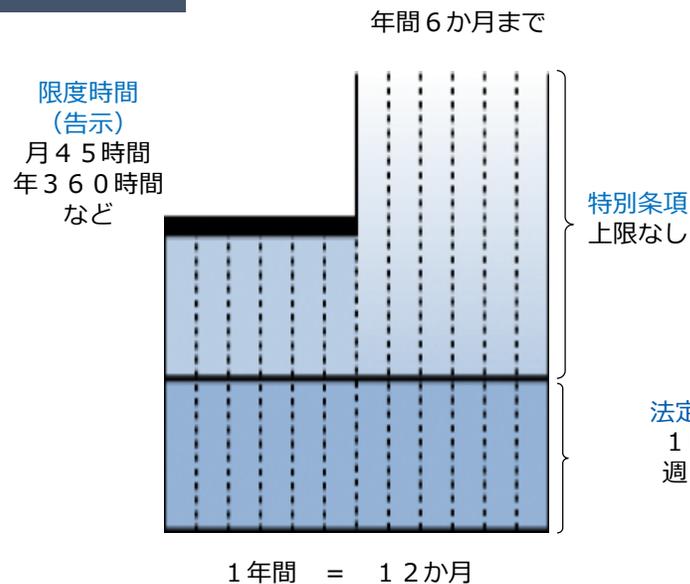
4



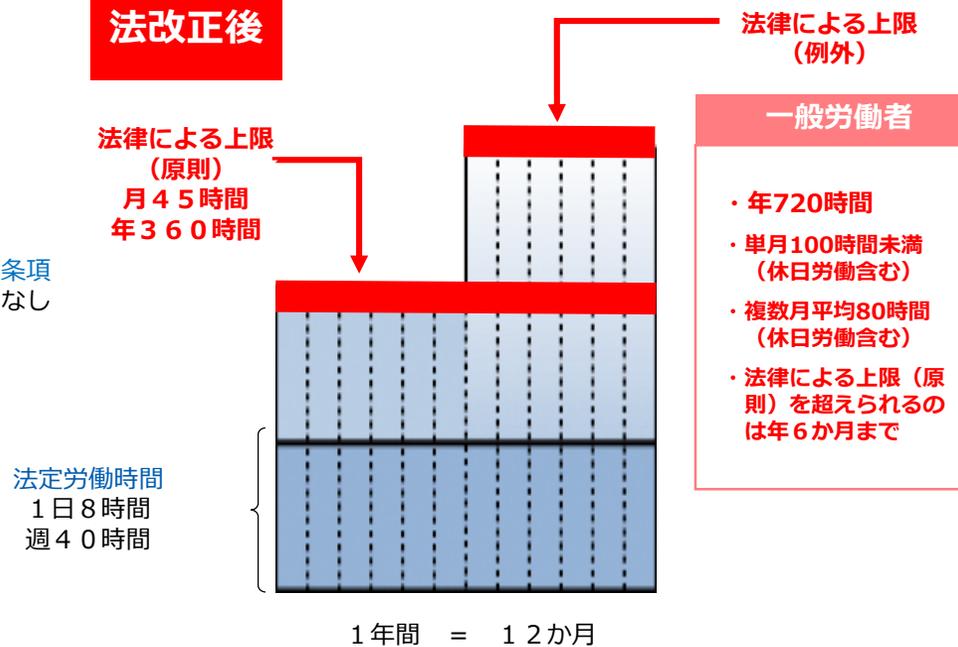
時間外労働の上限規制について

- ▷ 時間外労働の上限規制は、**月45時間**、**年360時間**を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間**、**単月100時間未満**(休日労働含む)、**複数月平均80時間**(休日労働含む)を限度。
- ▷ 自動車運転の業務、建設事業、医師等は適用猶予・除外業務(事業)とされ、改正法施行後5年間(2024年3月まで)は上記一般則の適用はない。

法改正前



法改正後



上限規制には適用を猶予・除外する事業・業務があります。

【適用猶予・除外の事業・業務】

建設事業	<p><u>2024年4月1日から、上限規制を適用します。</u> (ただし、災害時における復旧・復興の事業については、1か月100時間未満・複数月平均80時間以内の要件は適用しません。この点についても、将来的な一般則の適用について引き続き検討します。)</p>
自動車運転の業務	<p><u>2024年4月1日から、上限規制を適用します。</u> (ただし、<u>適用後の上限時間は、年960時間</u>とし、将来的な一般則の適用については引き続き検討します。)</p>
医師	<p><u>2024年4月1日から、上限規制を適用します。</u> (ただし、具体的な上限時間等については、今後、省令で定めることとしています。)</p>
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	<p><u>2024年4月1日から、上限規制を適用します。</u></p>
新技術・新商品等の研究開発業務	<p>医師の面接指導(※)、代替休暇の付与等の健康確保措置を設けた上で、<u>時間外労働の上限規制は適用しません。</u> ※1週間当たり40時間を超えて労働した時間が月100時間を超えた労働者に対しては、事業者は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければなりません。</p>



ご視聴ありがとうございました。

